

平成31年 第4回

陸別町教育委員会会議録
(公開用)

自 平成31年3月15日

至 平成31年3月15日

陸別町教育委員会

平成31年 第4回 陸別町教育委員会会議録

招 集 の 場 所	陸別町役場 3階 委員会室			
開 閉 会 日 時 及 び 宣 告	開 会	平成31年3月15日 午前11時8分	教育長	野下 純一
	閉 会	平成31年3月15日 午前11時45分	教育長	野下 純一
委 員 の 出 席 及 び 欠 席 ○出席を示す ×欠席を示す	教 育 長	野 下 純 一	○	出席 4人 欠席 0人
	教育長職務代理者	石 橋 勉	○	
	委 員	西 岡 愛 則	○	
	委 員	小 木 育 子	○	
会議録署名委員	石 橋 勉			
説 明 の た め 会 議 に 出 席 し た 者 の 職 氏 名	次 長	有 田 勝 彦		
	主 幹	瀧 口 和 雄		
	主 任 主 査	北 村 正 利		
職 務 の た め 会 議 に 出 席 し た 者 の 職 氏 名	主 任	角 谷 亮 輔		
会 議 に 付 し た 事 件	議案第4号—陸別町立学校管理規則の一部を改正する規則			
	議案第5号—陸別町学校運営協議会規則の制定について			
	議案第6号—学校職員の人事異動に係る内申について			
会 議 の 経 過	別紙のとおり			

◎開会宣告

○野下教育長 　　ただいまより、平成31年第4回陸別町教育委員会会議を開会します。

◎会議録署名委員の指名

○野下教育長 　　本日の会議録署名委員は、石橋委員にお願いします。

◎事務報告

○野下教育長 　　事務報告を行います。事務局から説明をお願いします。

○瀧口主幹 　　議案、お開きいただきまして1ページ、事務報告。3月4日から昨日までの分でございます。

　　管理関係であります。3月6日、31年陸別町議会3月定例会が4日間にわたり開催をされ、閉会をしております。

　　7日の日、31年4月1日付け小・中学校教職員人事異動の内示書を受領いたしております。それをもちまして、本日、内申の議案を御審議いただくこととなります。

　　8日、第2回陸別町教育支援委員会の実施をいたしております。これは、陸別小学校に3月1日から3年生男子1名が転入をいたしました。帯広市からの転入でございますが、帯広市の学校では、知的学級ということで、特別支援学級に在籍をしている児童でありました。それを陸別小学校で受け入れる時に、4月1日から同じように知的学級を開設するというので、決定したところでございます。

　　以上でございます。

○北村主任主査 　　社会教育関係の事務報告をいたします。

　　3月4日でございますが、第2回の文化財審査委員会と第3回の社会教育委員会を行っております。

　　6日の日、ビルの英会話教室と書いてありますが、ここに訂正と言いますか追加をお願いします。①ということでお願いします。ビルの英会話教室、3月分の第1回目ということで、6日に行っております。

　　9日、陸別中学校における土曜授業第5回目ということで、ふるさと教育をやっておりますが、これについては、講師は社会教育の担当の主査であります大鳥居が担当をしております。3年生から始まりまして、2年生、1年生ということで順に授業をしております。

12日、生涯学習講座の簡単ヨガ教室を保健センターで行っております。

13日は、ビルの英会話教室の2回目を行っております。

以上です。

○有田次長 社会体育関係です。

3月10日、第25回日産カップ陸別、歩くスキーの集いが日産のテストコースで行われております。ただ、雪等のコンディションが大分心配されたのですけれども、当日も何とか無事終了いたしました。当日、最高気温が5度を上回ったぐらいということで、いいコンディションだったかなというふうに思っております。参加者52名が参加をしております。

引き続きまして、今後の予定であります。1ページの記載については、従前から御報告しておりますので、次のページ、2ページをごらんください。

2ページ、3月分までは既に御報告しておりますけれども、4月分を新たに記載をしておりますので、その分について御報告をさせていただきます。

4月4日でありますけれども、陸別町の教職員の着任式を午後3時から大会議室で行います。その後、第1回目の校長・教頭会議を午後4時をめぐりに実施をいたしまして、夜には、教職員の歓迎会を午後6時半から秦食堂で実施をする予定となっております。

なお、8日の日は、小・中学校それぞれ入学式がありますけれども、予定では小学校が10時から、中学校が13時15分からの予定というふうになっております。

以上です。

○野下教育長 事務報告についての質疑を行います。ありませんか。

(「なし」の声あり)

◎報告事項

○野下教育長 次に、報告事項ですが、3月定例会が6日から開会して、12日に閉会しておりますけれども、それについては、次回の教育委員会議会で報告をしたいと思っております。

以上であります。

◎議案審議

○野下教育長 次に、議案審議に入ります。

議案第4号、陸別町立学校管理規則の一部を改正する規則を議題とします。

事務局より提案理由の説明を願います。

○有田次長 3ページをごらんください。

議案第4号、陸別町立学校管理規則の一部を改正する規則。

陸別町立学校管理規則の一部を次のように改正する、でありますけれども、提案の理由であります。

学校教育法施行規則第79条の9に規定する小中一貫教育を実施するため、所要の改正を行うものであるというものであります。この第79条の9でありますけれども、これは、中学校併設型小学校及び小学校併設型中学校ということで、小中一貫の関係の運営に関する規定であります。これは、同一の設置者が設置する小学校及び中学校においては、義務教育学校に準じて、小学校における教育と中学校における教育を一貫して施すことができるということで、陸別町が4月1日から小中一貫教育を実施するに当たっての一つの改正であります。

4ページをごらんください。

4ページに今回の改正点の資料を設けております。右が旧で、左が新であります。まず、第40条がありまして、その下40条の2があります。中学校併設型小学校及び小学校併設型中学校の一貫教育ということで、第40条の2、別表第3の左欄に掲げる中学校併設型小学校と同表の右欄に掲げる小学校併設型中学校は、それぞれ学校教育法施行規則、昭和22年文部省令第11号。以下省令という、第79条の9第1項の規定に基づき、小学校における教育と中学校における教育を一貫して施すものとする。第2項、中学校併設型小学校の校長と小学校併設型中学校の校長は、前条の規定により教育課程を編成するに当たり、省令第79条の11の規定に基づき、あらかじめ協議するものとする、ということで、このアンダーライン部分が新たに規則として加えられるものであります。

それから、第45条は表簿とありますけれども、右欄で、学校教育法施行規則第28条第1項、とありますけれども、この規則の部分までは、今回改正で、以下省令というふうに改めておりますので、この部分をアンダーラインで省令というふうに改正することになります。なお、別表第3、第40条の2関係ということで、中学校併設型小学校名を陸別町立陸別小学校、小学校併設型中学校名を陸別町立陸別中学校とするということであります。

それでは、3ページにお戻りください。なお、附則につきましては、この規則は、平成31年4月1日から施行するというものであります。

以上のとおり改正ということで、大変雑駁でありますけれども、以上をもちまして説明を終わりたいと思います。

それでは、以後御質問にお答えをしたいというふうに思っておりますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○野下教育長　それでは、議案第4号の質疑を行います。ありませんか。

(「なし」の声あり)

○野下教育長　議案第4号について、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○野下教育長　議案第4号は原案のとおり決定しました。

次に、議案第5号、陸別町学校運営協議会規則の制定についてを議題とします。

事務局より提案理由の説明を願います。

○有田次長　それでは、5ページをごらんください。

議案第5号、陸別町学校運営協議会規則の制定について。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の6の規定に基づき、陸別町立学校に学校運営協議会を設置するため、次のとおり制定する。

記。

1、陸別町学校運営協議会規則。別紙のとおりであります。

提案の理由でありますけれども、陸別町立学校に学校運営協議会を設置するため、所要の制定を行おうとするものであります。なお、この後、詳細説明につきましては、瀧口主幹のほうから説明をいたしますので、よろしく願いいたします。

○瀧口主幹　それでは、詳細説明を私のほうからさせていただきます。

まず、9ページの議案第5号説明資料をごらんください。

根拠となりますのは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律であります。ここに、第4節、学校運営協議会、条でいきますと第47条の6とあります。読み上げますが、教育委員会は、教育委員会規則で定めることにより、その所管に属する学校ごとに当該学校の運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する機関として、学校運営協議会を置くように努めなければならない、この努めなければならない、という文言が、法律が改正をいたしまして一歩前進したものでございます。

したがって、この文言を受けて、全国的にこの学校運営協議会の設置が加速化しているところではございますが、当町といたしましては、その中で後発の部類に当たります。続けます。ただし、2以上の学校運営に関し、相互に密接な連携を図る必要がある場合として文部科学省令で定める場合には、2以上の学校について1の学校運営協議会を置くことができる。この文科省令で定める場合ということは、先ほどの議案で審議いただきましたところと同じ条項でございます。小中一貫校などの場合に、複数学校に1つの協議会を置くことができるということでありまして、当町は、これを採用することになります。原則は、1学校について1学校運営協議会を設置するというところでございますが、このただし書きの規定を使うということでございます。

第2項、委員は、教育委員会が任命することになります。その委員につきましては、1号、対象学校の所在する地域の住民。第2号、対象学校に在籍する生徒、児童または幼児の保護者。第3号といたしまして、対象学校の運営に資する活動を行う者。第4号といたしまして、その他教育委員会が必要と認める者ということでありまして、これらの委員の中から、委員を任命するというところでございます。

第4項でございます。対象学校の校長は、対象学校の運営に関して、教育課程の編成その他教育委員会規則で定める事項について、基本的な方針を作成し、当該対象学校の学校運営協議会の承認を得なければならない。この承認を得なければならない、というのが、必須事項でござ

ざいます。

それから飛びまして、第6項であります。学校運営協議会は、対象学校の運営に関する事項について、教育委員会または校長に対して意見を述べることができる、ということでございます。これは、任意でありまして、できることに当町もしてまいります。

第7項であります。学校運営協議会は、対象学校の職員の採用その他の任用に関して教育委員会規則で定める事項について、当該職員の任命権者に対して意見を述べるができる、とあります。これも、教育委員会規則で定める事項について、という前置きがあります。これは、職員の任用に関する事で、混乱を避けるため、当町では、規則で定めないこととしております。

以上、この基本的な法律を受けまして、規則を作り上げるわけですが、6ページをごらんください。

趣旨であります。第1条、この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の6の規定に基づき、これらの先ほど説明したものであります。陸別町立小学校及び中学校に設置する学校運営協議会に関し、必要な事項を定めるといのが趣旨でございますが、どうせ作るならということ、これは法律の設置努力義務が課されておりますので、作るという方向で全国的に動いておりますが、どうせ作るならということ、町としては、ただ作るのではなく、このCS、コミュニティー・スクールと置きかえていますけれども、CSの理念を持って進めるということとしております。

別紙のカラー刷りの縦長のものをごらんください。

タイトルは、コミュニティー・スクールって何と書いているものですが、その下に陸別町におけるCS、コミュニティー・スクールの理念ということで書かれております。これが、当町のCSを進めていく上での理念でございますが、保護者と地域住民と教職員が一体となり、地域ぐるみで義務教育9年間の学びを組織的、継続的に支える環境を整備することで、小中一貫教育を支え、充実させることができる。また、地域とともにある学校づくりの取り組みから保護者と地域住民とともに、子ども達を育み、成長を感じることができる。これは、小中一貫教育を一層前進させるということ、保護者と地域住民とともにこの2つのキーワードが重要なところとなっております。

以下、左のほうには取り組みの効果が①から③、学校運営協議会の権限については①、②ということで書かれております。その下の図につきましては、一般的なコミュニティー・スクールの仕組みが書かれております。

それでは、議案の6ページの戻っていただきます。

第2条、協議会の目的でありますけれども、協議会は、地域住民、保護者その他の学校の運営に資する活動を行う者の学校運営の参画並びに地域住民等による学校運営への支援及び協力を促進し、地域とともにある学校づくりを進めることにより、学校と地域住民等との間の信頼関係を深め、学校運営の改善や児童及び生徒の健全育成に取り組むことを目的とする、とい

うことをごさいます。先ほど申し上げましたように当町は、小中一貫教育を一層推進するということと、ここに謳われているとおり地域とともにある学校づくりを目指して設置するものということをごさいます。

次、第3条、設置であります。学校教育法施行規則79条の9第1項の規定に基づき、小学校における教育と中学校における教育を一貫して施す場合、これは先ほどの第4号議案に掲げたところであります。一貫して施す場合は、2以上の学校について1の協議会を置くことができるということで、小中一貫教育のことをごさいますので、当町は、小中合わせて一つの協議会を設置していくということにしております。

第4条でございます。校長は、毎年度基本的な方針を作成し、協議会の承認を得るものとする、でございます。これにつきましては、(1)から(4)までありますが、まず、(1)と(2)、教育目標及び学校経営に関する事、教育課程の編成に関する事。この2つにつきましては、年度当初に速やかに行うこととしております。それから、(3)と(4)につきましては、年度の運営協議会の実施の中で、必要に応じて熟議をしていくということになります。

次、第5条、意見の申し出でございます。協議会は、対象学校の運営に関する事項について、教育委員会または当該対象学校の校長に対して意見を述べる事ができる、という規定であります。学校運営協議会は、合議制でございまして、会議につきましては議決を要します。議決をした意見については述べる事ができますが、個人的な各委員の意見は述べる事ができないという規定でございます。

続きまして、7ページのほうにまいりまして、第7条であります。学校運営等に関する評価。協議会は、学校の運営状況等について毎年度評価を行うものとする。従前は、各学校に3人ずつ学校評議員という方がいらっしゃいまして、教育委員会で委嘱をして活動していただいておりますが、この部分は4月から置かないで、この学校運営協議会のほうで代替できるということで考えております。

続きまして、第9条、組織であります。協議会は、10人以内の委員を持って組織する。第2項、協議会委員は、対象学校の校長のほかに次に掲げる者のうちから、教育委員会が任命する。まず、(1)対象学校の児童または生徒の保護者でございます。次が、地域住民。その次が、対象学校の運営に資する活動を行う者。最後に、教育委員会が適当と認める者ということでございまして、10名以内の割り当てにつきましては、校長が2名、1号委員が2名、2号委員が2名、3号委員が2名、4号委員が2名という割り当てを持って10人となるものであります。

なお、1番最後の教育委員会が適当と認める者といたしましては、小中一貫教育コーディネーターということで、各校に1名ずつ教員を指定しておりますので、その教員にこの運営委員に入っていただくということで考えております。

したがって、学校長と小中一貫教育コーディネーターは学校関係者ということになります。それ以外の10分の6、6人が地域住民の参画でありまして、これを行うことで、地域

とともにある学校づくりの目的を維持していこうとするものであります。言いかえれば、行政主導の運営を避けるためのものということで、地域の方の参画の比率を増やしているところでもあります。

第10条であります。委員の任期であります。任期は1年とし再任を妨げない。初めての委員任命につきましては、4月1日を目指しております。

それから、第11条の報酬でございますが、委員の報酬は無報酬としたいとするものでございます。この委員は、身分といたしましては、非常勤の特別職の公務員ということになります。したがって、本来は報酬を支給する対象者となりますけれども、学校を応援する目的の協議会ということで位置付けるため、今回は無報酬としたいというふうに考えております。

次に、第12条の守秘義務等でございます。委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする、であります。これは、先ほど言った身分が非常勤の特別職の公務員ということでございます。我々、教育委員会職員とは異なりまして、地方公務員法上の守秘義務には課されないこととなりますので、この規則でもって守秘義務を課していくということで考えております。

次、第13条であります。会長及び副会長でございます。協議会には、会長及び副会長1人を置き、委員の互選により定める、ということでございますが、この委員の中には、校長も所属しております。なお、校長につきましては、自ら示した教育課程だとか学校経営計画、学校目標の方針を承認していただく立場を合わせ持っておりますので、この会長、副会長にはそぐわないということで、その他の委員から会長、副会長を互選するというところで、実際は進めてまいるところであります。

第14条に、会議がございますが、これは、会議は、委員の半数以上が出席をしなければ開くことができない、または、8ページになりますけれども、その議事は、出席委員の過半数をもって決する、というようところで、議決を要するというようになっております。

第15条、会議の公開でございますが、原則会議は公開といたしますけれども、必要に応じては非公開とすることができる規定を持っております。

第16条でございます。協議会の適正な運営を確保するために必要な措置ということで、協議会の運営が適正を欠くことによって、対象学校の運営に現に支障が生じ、または生ずるおそれがあると認められる場合には、協議会の適正な運営を確保するための措置を講ずるものとする。それは、教育委員会が講ずるものということでございます。学校の混乱を回避する措置を講じなさいということでございます。

第17条は、委員の解任であります。解任につきましては、このような規定になっております。

第18条につきましては、庶務であります。協議会の庶務は、教育委員会において処理する、と規定しておりますが、これは、陸別町は小さな町でありますので、町で行うということにしておりますが、現には、各校の教頭に庶務の事務については、協力をしてもらいながら処理

してまいろうということで考えております。

附則でありますけれども、この規則は、平成31年4月1日から施行する、ということでございます。

雑駁でございますが、後は、御質問によってお答えをしてみたいと思いますので、よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

○野下教育長 議案第5号の質疑を行います。ありませんか。

(「なし」の声あり)

○野下教育長 議案第5号について、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○野下教育長 議案第5号は原案のとおり決定しました。

次に、議案第6号についてですが、学校職員の人事異動に関わることでありますので、陸別町教育委員会会議規則第7条の2第1項第1号及び第2号の規定により非公開としたいと思いますが、よろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

○野下教育長 それでは、非公開とします。

(以下、非公開)

◎その他の事項

○野下教育長 次に、その他に入ります。事務局のほうから、その他はありますか。

(「なし」の声あり)

◎閉会宣告

○野下教育長 それでは、なければ以上をもちまして、平成31年第4回陸別町教育委員会会議を閉会いたします。

閉会 午前11時45分

陸別町教育委員会会議規則第19条の規定により署名する。

会議録署名委員 石 橋 勉

会議録作成職員 角 谷 亮 輔